

## 価格転嫁に関する制度面の対応

- 各自治体において低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入が促進されるよう、関係省庁とも連携し、**ビルメンテナンス業務・警備業務の低入札価格調査制度等の価格基準**について通知（R8.2.13）
- また、各自治体における**価格転嫁に関する取組状況**（低入札価格調査制度等の導入状況や、民間委託におけるスライド条項の適用状況等）について、4月1日時点で**のフォローアップを実施し、その結果を「見える化」して公表**

## 価格転嫁に関する財政面の対応

### 【総額の確保】

- 様々な分野における自治体のコスト増にきめ細かに対応するため、令和8年度地方財政計画の歳出に**5,850億円を増額計上**
  - ・ ごみ収集、学校給食などのサービス、庁舎や教育施設等の施設管理の委託料：800億円
    - ※ 普通交付税の単位費用措置を平均5%程度引上げ
  - ・ 道路や河川等の点検・補修に係る維持補修費：750億円
  - ・ 民間事業者への補助や消耗品費・備品等：800億円
  - ・ 道路や施設の改修等に係る投資的経費（単独）：3,000億円
  - ・ 公営企業における物価高への影響：500億円

### 【普通交付税算定への反映】

- 普通交付税の算定費目「地域の元気創造事業費」において、新たに**「価格転嫁分」（1,000億円程度）を創設**し、価格転嫁に積極的に取り組む自治体の財政需要を、以下のような指標を用いて反映

#### 【算定に用いる指標（案）】

- ・ 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入率
- ・ スライド条項等の導入率（※）
- ・ 民間委託契約額・指定管理料の増加率（※）      ※本庁舎の清掃・夜間警備や一般ごみ収集などの業務を想定

（参考）「地域の元気創造事業費」の「行革努力分」のうち、ラスパイレス指数及び経常的経費削減率等を用いた算定を廃止